

令和元年東日本台風災害復旧工事の発注に伴う入札・契約制度改正について

令和元年東日本台風に伴う災害復旧工事の入札条件緩和及び入札手続きの簡略化を次のとおり行います。

1 主任技術者の専任義務の緩和

法令等に基づき、次のとおり兼務を認めます。

請負金額	通常	災害復旧工事
4,000※ 万円以上	兼務不可	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり調整を要する工事で、かつ工事現場の間隔が10km程度の近接した場所において施工する工事に限り、2件まで兼務を認める。
4,000※ 万円未満	2件まで可	条件なし

※建築一式の場合8,000万円

2 現場代理人の常駐義務の緩和

工事の現場代理人について、兼任を認める工事の対象範囲を次のとおり拡大します。

通常	災害復旧工事
①請負金額（単価契約の場合発注上限額）が4,000万円未満の工事2件	①請負金額（単価契約の場合発注上限額）が4,000万円未満の工事2件 ②請負金額（単価契約の場合発注上限額）が4,000万円以上の場合でも、現場代理人と主任技術者が同一人物で、主任技術者が兼務する工事2件

3 等級区分の参加条件緩和

より多くの業者の入札への参加を促すため、等級区分による参加条件を緩和し、直近下位等級の業者まで参加を認めます。

【参考】本年度土木一式工事の発注標準

土木一式	A	860～	特定	4,000万円以上
			一般	4,000万円以上7,000万円未満
	B	750～859	特定	500万円以上9,000万円未満
			一般	500万円以上7,000万円未満
	C	～749	特定・一般	4,000万円未満

【例1】 予定価格5,000万円の土木一式工事

通常：総合点数750点以上の特定・一般許可業者（A・Bランク）

災害復旧工事：全業者参加可（A・B・Cランク）

【例2】 予定価格7,500万円の土木一式工事

通常：総合点数750点以上の特定許可業者（A・Bランク）

災害復旧工事：特定許可業者全者参加可（A・B・Cランク）

※予定価格7,000万円以上の工事は特定建設業許可が入札参加条件となります。

4 地域要件の一部緩和

予定価格3,000万円未満の工事については、旧津久井地域と旧相模原市域間で地域要件を付して発注しておりますが、入札不調などの状況に応じ、地域要件を緩和して発注します。

5 見積期間の短縮・入札方式の変更

必要な案件について、法令に基づき見積期間を5日程度短縮して発注します。

なお、予定価格1億円以上の工事につきましては原則総合評価方式を適用することとなっておりますが、見積期間を短縮する場合などは、通常の一般競争入札により実施します。

6 手持制限の緩和

令和元年東日本台風の災害復旧工事については、手持制限の対象外として発注します。